

(平成21年4月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 5 件

山梨国民年金 事案 196

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月まで

私は昭和 49 年 11 月に国民年金に加入してから、ずっと支払いをしていたのに申立期間が未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金保険料の納付を開始した昭和 49 年 11 月以降、申立期間を除き保険料をすべて納付しており、一緒に納付していた申立人の両親も共に申立期間の保険料は納付済みとなっており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の居住地区では、申立のとおり国民年金協力委員が存在し、集金が行われていたことが確認でき、申立人は当初は国民年金協力委員による集金で納付し、同協力委員が辞めた後は口座振替に変更したと主張しているところ、事実、同協力委員が昭和 57 年 10 月に辞任していることが確認できるなど、申立人の主張には信憑性^{びよう}がうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間前後の期間は国民年金保険料が納付済みとなっていること、また、昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの分については過年度納付していることが確認できることから、現年度である申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山梨国民年金 事案 197

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 9 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 9 月から 41 年 3 月まで

ねんきん特別便によると、昭和 40 年 9 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料が未納とされていた。その当時、両親が地区の納付組織を通じて納めてくれており、役場の古い台帳は納付と記録されていることから、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 38 年 12 月に 20 歳で国民年金に加入して以降、国民年金加入期間について、申立期間を除き、保険料をすべて納付している。

また、旧 A 町（現在は、B 町）役場保管の国民年金被保険者名簿の申立期間に係る納付記録において、納付済みであった記録が不自然に一部訂正された痕跡が認められ、役場の年金記録の管理に不適切な状況がうかがえる。

さらに、申立人は、その両親が納付組織を通じて申立期間の保険料を納付していたと主張しており、事実、申立内容のとおり、申立人家族が当時居住していた地区には、国民年金保険料の収納業務を担当していた納税組合が確認でき、その両親の申立期間に係る保険料はすべて納付済みとなっていることから、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山梨国民年金 事案 198

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 5 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月から 44 年 3 月まで

私は、結婚前に町役場に勤めていたので国民年金に加入しなければならない知識は持っていた。納税組合の組長が集金にきていたので、義母、夫、私の 3 人分を納めていたのに、私だけ未納となっているのは納得できない。また、国民年金手帳にある検認印欄の日付が国民年金手帳の交付日よりも前であったり、検認印の日付も前後しているなど、国民年金手帳の記載内容がおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の主張のとおり、昭和 44 年 4 月から同年 9 月までの期間の検認印欄の日付が同年 10 月 31 日となっているのに、国民年金手帳発行日は 45 年 1 月 30 日となっている上、44 年 10 月から同年 12 月までの期間の検認印欄の日付が同年 1 月 31 日となっており、国民年金手帳の記載内容に整合性を欠く点を確認できる。

しかしながら、昭和 44 年 10 月 31 日の検認印の時点で国民年金手帳記号番号が払い出されたとしても、42 年 5 月から同年 6 月までの国民年金保険料は時効により納付できず、同年 7 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料は過年度保険料となり、納税組合の集金により納付したとするその主張には矛盾がある。

また、申立人は国民年金加入前に町役場に勤務していたため、国民年金に対する知識があったと主張しているが、町役場退職後の昭和 42 年 2 月末の時点ですぐに年金の加入手続をしたかどうか不明としており、事実、国民年金手帳記号番号の払い出しは 44 年 10 月又は 45 年 1 月となることから、その申立内容には信憑性^{びよう}がうかがえない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、申立人自身は国民年金の手続及び納付に直接関与しておらず、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山梨国民年金 事案 199

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 2 月から同年 4 月までの期間及び 50 年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 2 月から同年 4 月まで
② 昭和 50 年 2 月

当時、地区の担当者が保険料の集金に来ていた。申立期間について、同居していた兄には納付記録があるが私にはない。同居していたにもかかわらず、私だけ保険料を納付しなかったというのは不自然であり納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当時申立人が居住していた A 町役場によると旧 A 町分の被保険者カードが現在も役場に保管され、申立人にかかる被保険者カードは確認できず加入手続が取られなかった可能性が高いとしており、申立人及びその家族にも当時加入手続を行ったという明確な記憶は無い。

また、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 10 月 13 日に旧 B 町（現在は、C 市）で払い出されたことが確認でき、このことから申立期間は時効により保険料を納付することはできない。

申立期間②について、国民年金被保険者台帳には昭和 50 年 3 月 1 日資格取得、同年 2 月まで納付不要と記載されており、また、国民年金保険料現金納入者一覧表により同年 3 月分保険料の過年度納付は確認できるが、申立期間の保険料納付の事実を確認することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山梨厚生年金 事案 97

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月1日から37年3月1日まで
昭和31年4月からA大学医学部で外科の勉強をしていた。36年2月にB病院への赴任を命ぜられ、同年4月1日から常勤医師として勤務した。当時の給与明細書はないが、手取で5万円くらい支給されていた。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C連合会の人事記録及びB病院創立30周年記念誌から、申立人が昭和36年4月1日から42年10月31日までB病院に勤務していたことは認められる。

しかし、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の保険料控除に係る具体的な記憶も無い。

また、申立人の申立期間を含む昭和31年5月から41年9月までの期間に厚生年金保険の資格取得をしたB病院の医師25人の被保険者記録を確認したところ、採用年月日と同日に資格取得した者がみられる一方で、8人は採用後数か月を経て資格取得しており、事業主は必ずしも採用と同時に資格取得させていなかったことがうかがわれ、この8人の中には、申立人と同様にA大学出身の常勤医師も含まれていることから、申立人も採用後数か月を経て資格取得したことは否定できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山梨厚生年金 事案 98

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月4日から29年3月1日まで
② 昭和31年8月27日から32年11月2日まで

昭和31年夏ころにA社に入社し、32年5月ころに100日くらい休職し、体調が戻った8月ころにあいさつに行き、退職の手続をしないまま会社を辞めた。当該事業所に勤務していた申立期間②だけでなく、その前に勤務していたB社における申立期間①についてもまとめて脱退手当金が支給されたということはなく、生計を一にしていた夫も、私の代わりに受け取っていないので、厚生年金保険の支給対象期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②に係る事業所において申立人の厚生年金保険の資格喪失月である昭和32年11月の前後に、脱退手当金の受給資格期間を満たして資格を喪失した者の脱退手当金の支給記録を確認したところ、いずれも資格喪失日から短期間に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であり、将来の年金受給に結びつかないことを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性も否定できない。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失日から約1か月後の昭和32年12月9日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

山梨厚生年金 事案 99

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 8 月 1 日まで
② 昭和 22 年 3 月 7 日から 24 年 4 月 28 日まで

私は、A社とB社に勤務し、退職の際にどちらからも脱退手当金について説明されたことが無く、支給されたものも無い。厚生年金保険の被保険者証も返してもらっていない。20年くらい前に一時金をもらったことになっていることを知ったが、受け取っていないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、支給決定は申立期間②の厚生年金保険の資格喪失日から約1か月後になされており、複数ある対象事業所に漏れが無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、B社の女性従業員について申立人の資格喪失日前後に喪失している者51人のうち11人は脱退手当金の支給記録があり、申立人と同じ昭和24年中において、被保険者資格の喪失後3か月以内に受給している者が、申立人以外に3人いることから、当時は通算年金制度創設前でもあり申立人の事業主による代理請求の可能性も否定できない。

さらに、申立期間①及び②について、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

山梨厚生年金 事案 100

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 7 月 1 日から 38 年 9 月 1 日まで

私は、65 歳の年金請求の時に A 社の厚生年金保険の被保険者期間については、脱退手当金を受けたと聞かされたが、請求したことも署名捺印して脱退手当金を受け取ったことも無い。社会保険事務所から脱退手当金に関する通知ももらっておらず、何度考えても納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示がされているとともに、脱退手当金の支給決定は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約 3 か月後になされているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人によれば、A 社は電気工事会社のため女性従業員は自分一人であったとしているところ、事務引継ぎのために申立人の資格喪失日の 3 か月前に当該事業所において被保険者資格を取得した女性従業員も昭和 45 年 7 月に資格喪失後 2 か月で脱退手当金が支給された記録が確認できる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

山梨厚生年金 事案 101

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 2 日から 36 年 4 月 1 日まで
申立期間当時、私はA県B市にある会社に勤務していた。60歳になる少し前、市役所の人から国民年金の説明を受けた時、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることを知ったが、受け取った記憶がないので納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、脱退手当金を受け取った記憶がないと主張しているが、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から5か月後の昭和36年9月6日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはいかたがはず、事実、申立期間当時勤務していた事業所を管轄する社会保険事務所が保管している、申立人の厚生年金保険脱退手当金支給報告書の記載内容にも誤りは見当たらない。

また、元同僚の証言によれば、申立人が申立期間当時勤務していた事業所では、通常、退職する女子従業員に対して脱退手当金の説明を行っていたとしており、申立人と同一ページの被保険者原票に記載の女性で、昭和30年代に資格を喪失した者11人の脱退手当金の受給状況をみると、申立人を含む10人に受給記録が認められる。

さらに、申立人の1年後に当該事業所を退職し、脱退手当金の受給記録がある者2人に確認したところ、2人とも受給の記憶があるとしており、ほかに申立人が脱退手当金を受給していないことがわける事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。